

## アジアナUCカード会員特約

---

### 第1条(カード名称)

本カードは株式会社アジアナ航空(以下、アジアナという)と株式会社クレディセゾン(以下、セゾンという)が提携して発行するもので、カードの名称は「アジアナUCカード」(以下、本カードという)と称します。

### 第2条(会員資格)

1. UCカード会員規約および本特約を承認のうえ入会を申込み、アジアナおよびセゾンが認めた方を会員(以下、会員という)とし、セゾンが本カードを貸与します。
2. 本カードには家族会員の制度はありません。

### 第3条(年会費)

会員はアジアナに対して所定のカード年会費をUCカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。なお、年会費は理由の如何を問わずお返し致しません。

### 第4条(サービスの利用)

1. 会員は、セゾンが提供するサービスを受ける場合、セゾン所定の方法でその提供を受けるものとします。但し、セゾンが行う「永久不減ポイント」は、本カードでは利用することはできません。
2. 会員は、「アジアナ・クラブ」に関するサービス及びアジアナが提供するその他のサービスを受ける場合、アジアナ所定の方法でその提供を受けるものとします。
3. 本カードによる「アジアナ・クラブ」の獲得マイル数は、次の項目に該当する場合、取り消しまたは加算されないことがあります。
  - (1) 会員の年会費支払が滞った場合。
  - (2) 本特約による会員資格を喪失した場合。

### 第5条(会員資格の喪失)

1. 会員が「アジアナ・クラブ」会員資格またはUC会員資格のいずれかの資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。
2. 前項によりアジアナまたはセゾンが本カードの返還を求めた時は、会員は、返還を求められた本カード全てを、直ちにセゾンに返還するものとします。

### 第6条(特約の改定等)

1. 本特約が改定され、その変更内容を本人会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。
2. 本特約に定めのない事項については、UCカード会員規約が適用されるものとします。

以上  
2017年11月現在